

労働基準広報 2015 No.1851

4/21

CONTENTS

新実務シリーズ 人事異動の法律ルールと実務Q & A—— 6

第3回・企業内人事異動① ～企業の配転命令権とその根拠・配転命令権が制限される場合～

新企画

労働契約上で職種・勤務地限定あれば それらの変更には個別の同意が必要に

同一企業内の人事異動となる配置転換（配転）については、就業規則に明確な根拠規定を設けておけば、原則として、企業は従業員本人の個別的同意（承諾）を得ることなく、配転を命ずることが認められている。ただし、配転命令権は、①労働契約による制限、②権利濫用法理による制限——の2つの制限を受ける。例えば、その従業員との労働契約で、職種・勤務地等が限定されている場合には、その従業員の同意を得ることなく、それらを変更する配転を命ずることは認められない。

（労務コンサルタント・布施直春）

●新企業事例／
現場に聞く！ 障害者雇用の今 ⑧ —— 18
障害者が80種類を超える業務に従事し
全体のサービス向上とコスト削減に貢献
～リゾートトラスト株式会社～
(編集部)

●転ばぬ先の労働法(紛争予防の誌上ゼミ) — 26
第21講 刑事事件として告訴・告発する場合①
業務上横領など重大事案については
刑事告発も含めた対応が求められる
(北海学園大学法学部准教授・弁護士 浅野高宏)

●特別企画／平成26年度 特定最低賃金の
決定状況 —— 32
全国加重平均828円 (13円増)
(厚生労働省・労働基準局労働条件政策課賃金時間室)

●NEWS —— 1
(派遣法改正案・前回と実質同内容で国会提出)
今回法案は改正法施行後の検討規定を強化/
(介護雇用管理改善等計画を改正)魅力ある職
場づくりを力強く支援する施策を展開/(厚労
省・今年6月から申請受付開始)安衛優良企業
の要件を自己診断するページを追加/ほか

●労働局ジャーナル —— 40
管内の運輸交通業では23.7%の事業場で
月80時間超の時間外労働が
[東京労働局管内・青梅労働基準監督署]

●労務資料 平成26年賃金構造基本統計調査
結果④～都道府県別の賃金～ —— 41 ●連載
労働スクランブル® (労働評論家・飯田康夫)
—— 46 ●わたしの監督雑感 兵庫・淡路労働
基準監督署長 山本博一 —— 54 ●今月の資料
室 —— 56

労務相談室

回答者

労務一般 [マイカー通勤社員が免停で通勤できない] 他の通勤手段ない場合は —— 48 弁護士・岡村光男
賃金関係 [地方勤務者に勤務地手当支給しない] 単身赴任者の扱いは —— 50 弁護士・新弘江
労働組合法 [賃金から組合費控除するチェック・オフ] ある組合員が中止要求 —— 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内